

大規模な土地取引や開発事業などは届出が必要です ～ 鎌倉市まちづくり条例の概要 ～

市では、開発事業の手続において早い段階で土地利用の転換を把握するとともに、土地利用計画を早期に公開することにより計画的な土地利用の誘導を図るため、「鎌倉市まちづくり条例」に以下の届出を規定しています。

大規模土地取引行為の届出

※土地取引の契約を行う日の6月前(相続に起因する土地取引の場合は4月前)まで

5,000㎡(市街化調整区域又は保全対象緑地【裏面※1参照】を含む場合は、2,000㎡)以上の土地に関する所有権の移転などを行おうとする土地所有者等は、市長に届け出る必要があります。

大規模開発事業の届出

※大規模開発事業を行おうとする事業者は、当該開発事業に係る計画の変更可能な時期までに、事業の基本的な事項などを市長に提出してください。

次の規模において、開発事業を行おうとする事業者は、事業の基本的な事項などを市長に届ける必要があります。

- ①開発事業に係る土地の面積が5,000㎡(市街化調整区域又は保全対象緑地を含む場合は、2,000㎡)以上の開発事業
- ②開発事業に係る土地(市街化調整区域又は保全対象緑地を含む場合に限る。)の面積が300㎡以上2,000㎡未満で、土地の切土及び盛土の土量の和が2,000㎡以上の開発事業

中規模開発事業の届出

次の規模において、開発事業を行おうとする事業者は、事業の基本的な事項などを市長に届ける必要があります。

- ①開発事業に係る土地の面積が2,000㎡以上5,000㎡(市街化調整区域又は保全対象緑地を含む場合は、500㎡以上2,000㎡)未満の開発事業
- ②都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域(保全対象緑地を含む場合を除く。)における開発事業に係る土地の面積が300㎡以上2,000㎡未満であって、土地の切土及び盛土に係る土量の和が2,000㎡以上の開発事業
- ③開発事業に係る土地の面積が5,000㎡(市街化調整区域又は保全対象直地を含む場合であっては2,000㎡)以上の開発事業であって、次のいずれにも該当するもの
 - (ア)従前と同一敷地で行われる増築等であること
 - (イ)従前の土地利用目的と変更がない増築等であること
 - (ウ)土地利用目的が居住系以外であること

◇ 市のホームページ

https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/tochiriyou/kaitetu/matidukuri_zyourei_main.html

*お問合せ先

- ◇ 大規模土地取引行為の届出、
大規模開発事業・中規模開発事業の届出
都市政策部 都市政策課
☎ 0467-23-3000 (2826、2827)
mail toshisei@city.kamakura.kanagawa.jp

QRコードを読み取るとホームページが閲覧できます。



【※1】「保全対象緑地」とは、次に掲げる区域等です。

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第4条第1項に規定する歴史的風土保存区域
首都圏近郊緑地保全法第3条第1項に規定する近郊緑地保全区域
都市緑地法第5条第1項に規定する緑地保全地域
都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区の候補地
都市公園法第2条第1項に規定する都市公園の候補地